

宝仙学園評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は学校法人宝仙学園(以下「この法人」という)の寄附行為第57条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 評議員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

(1) 寄附行為第31条第1項第1号に定める評議員

支給しない

(2) 寄附行為第31条第1項第2号から第4号に定める評議員

評議員会に出席した場合、1日につき15,000円を支給する。

2 前項第2号の報酬には、評議員会出席のための交通費を含むものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 評議員に対する報酬は出席した日の翌月20日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前営業日に支給する。)に支給する。

2 報酬は、評議員本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

3 報酬は、国税および地方税を控除して支給する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。